

占領期外国語教育政策の審議過程について： 教育刷新委員会第11特別委員会会議録を中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2013-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: SUGIURA, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/3838

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



占領期外国語教育政策の審議過程について —教育刷新委員会第11特別委員会会議録を中心に—

心理学部 ビジネス心理学科 杉浦 隆

要旨：占領期における様々な改革の中で教育改革は最も大きいものの一つである。この改革にはCIEと教育刷新委員会が大きな役割を果たした。その中で「文化問題」を扱った、第11特別委員会の会議録を通して、戦後の外国語教育政策に関する議論を概観し、いくつかの問題提起を行う。

キーワード：教育刷新委員会、第11特別委員会、占領期、外国語教育政策、GHQ、CIE

はじめに

戦後の様々な教育改革について重要な役割を果たしたのが教育刷新委員会（以下、教刷委）である。教刷委は1946年7月から1951年11月まで（1949年6月10日から教育刷新審議会と改称）の間、延べ105回の総会（教刷委では97回）と議題別に設置された21の特別委員会（教刷委では16）での議論を通して、六三制や教育委員会制度、大学の自治など重要な政策を総理大臣に提言し、政策の実現に大きく関わってきた。

本稿では、『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』（全13巻 日本近代教育資料研究会編 岩波書店1995～1998）を基本史料とし、特に第11特別委員会および関連する総会の会議録を通して、占領期の外国語教育（英語教育）政策の審議過程についてその議論の内容を概観し、いくつかの問題点を指摘する。

1. 占領下の教育改革政策

1945年8月14日のポツダム宣言受諾、15日の終戦の詔書の放送（玉音放送）以降、連合国軍（主にアメリカ軍）は早くも26日に厚木に先遣隊を派遣した。9月から10月にかけて順次日本全国に進駐する間、10月2日にGHQ/SCAP（General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers 連合国軍最高司令官総司令部、以下GHQ）を設置し、占領政策にとりかかった。

1.1 CIE（民間情報教育局）

CI&E（Civil Information and Education Section, 民間情報教育局 以下CIE）はGHQの一部局であり、主に教育政策、文化政策、放送、娯楽、宗教などの幅

広い分野にわたって戦後の教育政策の改革を初め文化に関わる事項の改革を主導した。

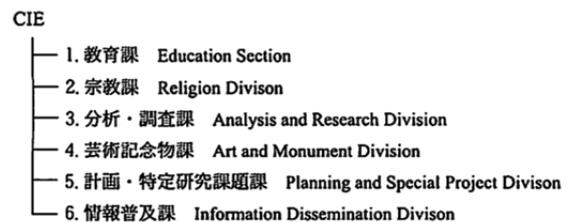


図1 CIEの組織¹⁾

GHQにとって、戦後日本の改革は何よりも、日本国家、国民の非軍事化、民主化をめざしたわけだが、CIEの目的はそのような方向性を教育、文化の面から進めることであった。

GHQは10月以降、教育政策に関わる指令を出していた。

- 1 「日本教育制度に対する管理政策」（10月22日）
- 2 「公職追放指令（教員及び教育関係者の調査、除外、認可に関する件）」（10月30日）
- 3 「神道指令（国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに公布の廃止に関する件）」（12月15日）
- 4 「修身、日本歴史及び地理停止指令」（12月31日）
- 5 「米国教育使節団に対応する日本側教育家委員会の設置」（1946年1月9日）

1.2. 日本側の対応

このようなGHQの指令に対して、日本政府は対応

を迫られた。上記の指令のうち、5つ目の「米国教育使節団に対応する日本側教育家委員会の設置」の指令に応じる形で、同年2月7日、東京帝国大学総長の南原繁を委員長とする総勢29名の委員が任命された。2月18日には初会合を開いた。²⁾

米国教育使節団は3月5日と7日に二班に分かれて来日した。ジョージ・D・スタッグ博士を団長とする総勢27名の委員は、3月8日から14日まではCIE担当官から日本の教育の現状に関するレクチャーを受ける傍ら、日本側委員と意見交換を行った。15日から19日までは京都、奈良を旅行し、20日から24日までは報告書の作成を分担で行った。25日から29日までは報告書に関わる全体調整が行われた。³⁾

1.3 教育使節団の報告書

報告書は3月30日にマッカーサー元帥に提出され、4月7日に公表された。報告書には以下の勧告が盛り込まれた。⁴⁾ いずれも教育の民主化、非中央集権化がその基本にある。

- 1 教育目的および教科内容の改革
- 2 国語改革
- 3 初等学校、中等学校における教育行政改革
- 4 授業、および教員養成の改革
- 5 成人教育の改革
- 6 高等教育の改革

これらの勧告はその後の教刷委の審議内容の出発点となるものであった。

2. 教育刷新委員会の設置

1946年8月10日、前述の日本側教育家委員会を継承、発展させる形で教育刷新委員会が設置された。(教育刷新委員会官制 勅令第三百七十三号)

『教刷委会議録 第13巻 関係資料』によると、教刷委は

内閣総理大臣の所轄であり、内閣総理大臣の諮問に答申することよりも、自ら「教育に関する重要事項の調査審議を行」うことを主眼とした権限を持って、その「結果」を総理大臣に「報告」と規定された。(中略) 設置と予算の点において、内閣総理大臣に所属するのみであってその他の点即ち議事運営等においては全く独立であることを意味する。⁵⁾

これにより教刷委が文部省の影響を受けないことが法的に保証された、と言えるが、このことは委員長である南原繁の強い意向が働いたと見られる。その背景には前の日本側教育家委員会において、同委員会が文部省の影響を受けたことが不満であったらしい。⁶⁾

このように、文部省は依然強い影響力を持っていたことが伺われる。CIEもこのことには注意を払っていたようである。CIEは教育改革の一番の敵は文部省であるという抜きがたい固定観念があり、占領開始後2年半から3年の間、文部省に対して不信感を持ち続けた。⁷⁾

1946年9月4日、CIE、文部省、教刷委のトップ会談が行われた。CIEからは局長のNugent、課長のOrrなど四名、文部省から田中耕太郎文部大臣、山崎匡輔次官、教刷委からは安倍能成、南原繁が出席した。会談の席上、

まずニューゼント局長が、「この会談の目的は、文部省、教育刷新委員会、CIEの三者の関係を明確にすることであると述べた。

続いて、オア課長は「日本の傑出した人材で構成されている委員会の勧告は、軽く見られてはならない。同委員会は最高レベルの機関として、外部からの影響、特に文部省の影響から完全に自由でなければならない。CIEは教育改革について自分の理想の構想を単に承認させる手段として委員会を用いるつもりはないし、文部省も同様であることを期待する」と述べた。⁸⁾

これに対して南原繁は、三者の緊密な関係を保ちつつも、勧告については文部省からもCIEからも自主性を確保する旨を述べ、最終的に、文部省側も教刷委の自主的、独立的な活動を承認した。

この会談の席上、OrrはCIE、文部省、教刷委、三者の協議機関である連絡委員会(Steering Committee)の設置を提案し、決定している。

2.1 教刷委の体制

教刷委の役割は教育改革の中心として、さまざまな課題を審議し、内閣総理大臣に建議を行うことにあった。その建議に基づいて、政府・文部省が政策として具体化、実施して行く体制であった。

当初、委員長は安倍能成、副委員長は南原繁であったが、1947年11月からは南原が委員長、副委員長は前文部次官の山崎匡輔が就任した。委員総数は当初39名で順次増員され、1946年度は49名であった。その

うち、20名は日本側教育家委員会のメンバーであったが、これらのメンバーが教刷委でも中心的な役割を果たした。

総会には各委員の他、文部省の局長、係官が幹事、または関係者として出席し必要に応じて委員の質問に答えていた。

総会の下部に最終的には21の特別委員会を設置し、それぞれの委員会から報告される議案を建議として採択、あるいは委員会に差し戻す等のやり取りを行った⁹⁾。

総会は週一回（1948年8月頃からは二週に一回）、金曜日の午後に文部省で開かれ、その他に同時進行的に特別委員会の審議が行われた。

先の連絡委員会は、大体総会の前日に開かれていたようであるが、残された記録が限定的であり、その全体像は今もって不明な点が多い。¹⁰⁾

2.2 第11特別委員会の設置経緯

教刷委は発足以来、山積する課題を審議し、必要に応じて特別委員会を組織して課題を処理していった。その課題には自ずと優先順位がつけられているようであった。発足から半年の間に、教育基本法、六・三・三・四制など重要な案件を審議し、総理に建議し政策の実現に寄与した。

第11特別委員会の審議内容である「文化に関する問題」が審議されたのは、第51回総会（1948年1月9日）においてであった。文化の問題は重要ではあるが、あまりにも扱う範囲が広く後回しになったようである。総会の席上、事務局（文部省）から以下の「文化に関する諸問題」と題する印刷物が席上で配布され、係官が朗読した。

文化についての諸問題¹¹⁾

一、文化として考えられる主なるもの

- 1、学術、文学、美術、工芸、演劇、音楽、映画、一般娯楽
- 2、新聞、出版、放送
- 3、宗教、道徳
- 4、スポーツ、レクリエーション

二、文化施設として考えられる主なるもの

- 1、図書館、博物館、美術館、科学博物館、動植物園等、劇場 その他娯楽施設
- 2、公園、運動場

三、文化研究使節として考えられるもの

学術、美術、演劇、映画等の研究所

（項を改めて）

一、国内を中心として

- A 1、児童文化
- 2、生活文化
- 3、農村文化
- 4、著作権
- 5、国語、外国語
- B 1、文化の保護
 - イ、保存に関すること
 - ロ、文化資料に関すること
 - ハ、文化財の課税に関すること
- 2、文化の奨励
 - イ、展覧会、コンクール等
 - ロ、文化章、文化年金
- 3、養成機関

二、海外を中心として

- 1、ユネスコ
- 2、文化財の紹介、交換
- 3、教授、学生等の交換
- 4、翻訳権の問題
- 5、スポーツ交換

（項を改めて）

文化行政及びその機構に関する問題

第51回総会は、文部省の組織改革や大学の地方移譲問題など議論が錯綜したが、終盤に委員の一人である沢田節蔵が外国語、海外文化の導入、ユネスコなどについて早急に特別委員会の設置を主張する場面があった。南原委員長は文化問題を引き続き継続する旨を述べて総会は散会した。

翌週の第52回総会（1月16日）では沢田委員が前回総会において指摘した事柄について意見交換があり、特別委員会を組織することで決着した。引き続き、以下の第11委員会の委員が指名された。

入江俊郎、大内兵衛、田中 豊、辰野 隆
谷川徹三、古垣鉄郎、沢田節蔵、広川清隆
安藤正次、上野直昭、潮田江次、落合太郎
天野貞祐、関口鯉吉、柿沼昊作、鳥養利三郎
小宮豊隆、高嶺信子、島田孝一

2.3 第11特別委員会の組織

第11特別委員会は最終的に上記の委員に加え、教刷委の副委員長である山崎匡輔、それに星野あい、河井道、を加えて22名となった。山崎は第3回の委員会から主査として議事の取り仕切りを行った。さらに、後

述するように7名の臨時委員が委員会の議論に参加することとなった。

委員会は1948年1月23日の第1回から1949年2月11日の第30回まで金曜日に開催された。開催頻度は第14回委員会までは毎週、それ以降は隔週で開催された。

また、総会と同様に幹事として文部省関係者が出席しており、場合によってはCIEから係官が参加する回もあった。

なお、全30回開催された委員会のうち、第2回の委員会の会議録が欠本となっており、『教刷委 会議録』にも収録されていない。

3. 第11 特別委員会での外国語教育に関する議論の概要

第11委員会で外国語教育について、議題は設定されないが会議の中で言及があったのは、第10回委員会が初めてである。それ以降、第11回、12回、15回、16回、26回から30回までである。

また、上記の委員会の内容を受ける形で、総会においても65回、82回、90回で取り上げられている。

3.1 第10回、第11回、第12回委員会、第65回総会

本項では、外国語教育の問題が正式な議題となっていなかった会議での概要を述べる。

第10回(1948年3月26日)の議題は「文化関係者の海外渡航の問題」であり、総会に諮るべき文案の検討が終わった後、沢田節蔵委員から「外国語刷新を取り上げたい」旨の発言があった。それを受けて山崎主査が「問題が広いから特に総会に要請して外国語教育に関するものだけに関して別途委員会をつくることにして」と総会に委員会設置を提案するとして散会した。

第11回委員会(4月2日)では、会議の最終盤に「外国語関係の特別委員会の設置を総会に要請する」と明言して委員会を終えている。

続く第12回委員会(4月9日)ではユネスコに関する中間報告案を審議した後、山崎主査と沢田委員が文部省係官(小林文化課長)に準備状況について質問したところ、準備できていないという回答があり、改めて手続きを進めるよう小林課長に要請する場面があった。

以上の経緯を踏まえて、第65回総会(4月16日)において、文部省係官(稲田教科書局長)から外国語教育研究について、現状と課題が説明された。概要は以下の通りである。¹²⁾

小、中、高の各教科について1946年暮れごろから研究してきた。中学の選択科目である外国語のうち最も普遍的な「英語」から着手した。外国語教育についてはもっと時間をかけて広い範囲から意見を聞いて研究する必要があることは認めているが、指導要領の作成を急いだため試案として発表した。引き続き、1947年の夏頃に外国語教育調査委員会を教科書局内に設けた。

説明の後、以下の質疑応答が行われた。

山崎副委員長 委員会の関係者には実業界、外交官などはいないのか。

稲田局長 今のところはいない。(外国語教育調査)委員会で方向づけをしてから各方面の方に入って貰う予定である。

山崎副委員長 国内で教えている人ばかりだと意見が狭くならないか。実際に使用経験のある人の立場から教育を見る必要があるのではないか。そういうふうに進めていただきたい。

稲田局長 尤もである。各委員もそのように考えているようである。

沢田委員 意見を求める範囲を拡張してもらいたい。

南原委員長 そのような方向で当局に考えて貰いたい。外国語については司令部から「コンサルト」があるのでそれで進めて貰う。

委員の沢田節蔵の意見が、外国語教育を第11委員会で取り上げるきっかけになったことが分かる。沢田の発言が外国語教育全般についての審議を念頭に置いたものであるのに対し、文部省は「教科としての英語」についての説明に終止し、両者の微妙なズレがあるように思える。また、委員長南原繁はこの時点で、外国語に関する委員会を別に立ち上げ、CIEの指導ですすめて行くつもりであった事が読み取れる。

4.2 第15回、第16回委員会、第82回総会

第15回、第16回委員会では正式に外国語教育が議題に掲げられた。

第15回(1948年5月7日)では会議の後半で外国語、国語刷新について審議された。

この会議で沢田委員が以下のような発言があった。そのまま引用する。¹³⁾

沢田委員 外国語の刷新の問題ですね。ここでお話が

あって、そうして本会議（筆者注 総会）でご報告願って、文部省の方でこういうことをやっておりますということを話が合ったのですが、あれはこういう二、三行でいいのですから、書き物でもして置いて貰いたいと思います。言葉だけで済んでしまって、文部省の方でどうのような改正をなさるか、これはやはり委員会としては見届けて貰いたいと思うのです。唯文部省の方でやっておりますということで、あの問題が片付いたのでは、余りにどうも、折角申上げた問題を、非常に簡単に片付けてしまわれたような気がする。

この発言を受けて第 16 回の委員会で文部省から説明を受けることとなった。

第 16 回（1948 年 5 月 21 日）には再び文部省の稲田教育局長から説明があった。第 65 回総会で説明があった、「外国語教育調査委員会」について追加の情報として「10 名の委員で構成し、漸次必要に応じて拡張するつもりである。内訳は英語教育 6 名、フランス語教育 1 名、ドイツ語教育 1 名、ロシア語教育 1 名、中国語教育 1 名、その他 1 名で、それぞれ、研究者を中心に構成し、小、中、高に対して調査する項目を検討している」と述べた。

稲田局長の述べた調査項目は以下の通りである。

- 小学校 1 小学校における外国語教育の社会的必要。
2 児童の意欲。
3 現場の教員の意見を聞く。
- 中学校 小学校と同様。
- 高校 小学校の事項に加えて
1 社会的必要。
2 卒業後に学ぶコースの研究。
3 上級学校に於ける外国語教育についての要請。
4 職業的見地からの外国語の必要。

稲田局長は調査について、司令部の意向も質した、と発言があったがこの後しばらく速記が中止され、内容が不明である。おそらく CIE の反応が述べられたのではないか、と思われる。

速記再開後の稲田局長の発言要旨は以下の通りである。¹⁴⁾

外国語教育の改善を図っても、上位学校の入試に引きずられるので、高等学校、専門学校での出題の仕方を研究していただきたい。文部省で高等学校、専門学

校の試験問題を研究して、その結果を求めて関係学校に通達して、今春（筆者注 1948 年）の入試問題に影響を及ぼしたと思われる。

今後、学校教育における実際、社会上の必要性について学校に参与してもらって調査したい。また、学校教育についてはカリキュラムだけではなく教師養成、教師の指導についても一つの方法を見出して行く。社会教育の面も調べたい。

外国語教育の実際についても資料をあつめたい。説明後の質疑応答の概要を示す。（文脈に即して適宜語句を補った。）¹⁵⁾

沢田委員 文部省外での動きで他にわかることはあるか。

係官 語学研究所（語研）が調査をやっているようだが、連絡はとれていない。語研では予算がなくて困っている。

沢田委員 文部省では今後、教科課程をやるつもりか。

稲田局長 中学校については英語だけではできた。今後の研究で改善していく。高等学校についてはこれらの研究結果をみて新しく設計したい。

山崎主査 高等学校までは教科書を使う前提か。

稲田局長 （筆者注 不明）スタディを作りたいという今の学校教育法の趣旨からいくと高等学校においても（デグラ）コースに入らない外国語については主要教材は教科書扱いでいきたい。国定でなくても検定でよい。

山崎主査 新しい教材が著作権の関係で入ってこない。戦争で日本の著作権法は外国著作権に関する限り効力が停止している。

稲田局長 主たる教材は教科書だがそれ以外にも使うことは認めている。ただし、指令があって軍国主義、国家主義、神社神道に関するものはだめだ。

山崎主査 （委員会の）拡張は将来でなく早急にやったらよいのではないか。

稲田局長 できる限り拡張したいし、以下の点で調査も行いたい

1 外国語の必要性を調査したい。

職業的必要性 どんな職業がどの外国語を必要とするか

外国語のどんな理論や知識を必要とするか

学術的必要性 各学問の性質に従って状況を調べたい

社会的必要性 新聞、ラジオ等、社会生活での外国語の使用実態を調べたい。

これらの事を調べると、六三制の義務教育における外国語の素養がどれくらい必要かがある程度わかるのではないか。

- 2 外国語の必修、選択の問題
- 3 教材の問題
- 4 ピークソソッドの問題？（筆者注 不明）
- 5 学習結果の考査の問題

経費等の許す限り広くやっていきたい。

沢田委員 最近の大学生には外国語などやっても同じだという風潮があるようだが。

稲田局長 教員の問題もあるだろう。義務化したために特に中学で教員の質が低下している。教材不足もある。必ずしも全面的な傾向ではない。

山崎主査 田舎で講習会をやったのだが大変好評であった。10回全部が相当よかった。

委員会はこの発言の後、速記中止となり、再開後は芸術院の問題へ議題が移った。

この会議で文部省は「必要性の調査、入試の問題」に言及した。

第16回委員会よりおよそ半年後の1948年11月5日、第82総会が開かれた。議題の一つが外国語教育についての文部省からの説明と審議であった。審議の概要を示す。¹⁶⁾

沢田委員 外国語教育の現状に不満足であったので、問題提起をした。これまでの議論を受けて、その後どうなったかを文部省から説明できる準備ができた、ときいた。

大島係官 コースオブスタディ（筆者注 指導要領）を編集している立場から説明する。教科の立て方と指導の方法の二点から説明する。

教科の立て方について

必修、選択の区別は学校の目標に立って決定されるべき。

小学校では、児童の心身の発達、国語の知識、技能、学習の負担の観点から選択科目としても取り上げていない。

将来的には早期教育の効果もあるようだが、慎重に考慮して決定したい。

中学では選択科目としている。

義務制の学校の目的は国家及び社会を構成する者を養成することが第一の目的である。そのため知識、

技能、態度を身につける教科は必須とする。生徒の個性やその土地の要求に対しておのずから強弱があるというものが選択教科とすべきである。しかし、学問的必要のある者や職業的な必要がある者、興味がある者には是非選択してもらいたい、という指導をしている。将来的には必修、選択どちらにしても社会の要求をよく見ていきたい。

高等学校では必修科目を少なくして、個性を伸ばすという目的から選択科目としており、履修については中学と同様の指導をしている。

大部分の学校が英語のみを指導している実情である。

時間数については、中学は週1～4時間からスタートしたが、校長の責任で6時間まで可としている。言語学習の能率を上げる意味から4時間～6時間に変更したい。

高校では週5時間以上としている。

指導の方針としては、新制中学の発足に伴いコースオブスタディ・学習指導要領によって指導の刷新につとめている。これまでの外国語教育を率直に反省するところから出発している。これまでは文字中心の教育でありギリシャ、ラテン語のような古典語にはふさわしいが、英、仏、独などの近代語は生きた言葉として指導すべきである。

また、これまでは知識の習得にとどまり運用能力を伸ばしていなかった。生きた言葉として運用能力を養うために、翻訳式教授法を改めてオーラル・メソッドに切り替えたい。

現在の指導要領は暫定的な試案で方向のみ示したもののだが、9月から専門家30名からなる学習指導要領委員会を設けて新しいコースオブスタディの立案にあたっており、来春までには完成の予定である。

5月21日の委員会上での稲田局長への勧告については、教刷委委員、教師、学者、実業家など約30名の委員会設置を立案している。

問題点についても申し述べたい

- 1 教師が特に中学で不足している。外国語専門の学校を卒業したもの、5年以上教授歴がある者が全体の10%以下である。
- 2 現在の外国語教師が昔風の文字の教育を受けて、運用能力が低い。
- 3 地方で現職教育をしようとしても指導者がほとんどいない。1947年中に文部省で約20回の実施である。
- 4 現在の指導者が文学や語学を重視しているの

で、新制大学の教員養成の課程が同じようになるのではないか。

教材についての問題点は、

- 1 外国著作権の問題が解決されていない。新しい教材が盛り込めない。
- 2 教科書以外の補助教材の使用にいろいろ制限がある。
- 3 辞書、参考書の印刷に割り当てるべき用紙の不足。
- 4 レコード会社の営利主義のため英語のレコードがでていない。
- 5 教育放送に外国語がない。
- 6 トーカーがない。

多くの外国人教師にして欲しい、日本の教師を留学させて欲しい。

山崎副委員長 困難はわかるが、消極的に感じる。こちらから一歩踏み出す必要があるのではないか。

沢田委員 こんなことでは日本の外国語教育はどこに行くのか。第 11 特別委員会なりでなんとか打開する方法はないか考えて見ましょう。

山崎副委員長 協力してやりましょう。

大島編集課長 元の英語教授研究所、現在の語学教育研究所には委員の中に関係者もいる。調査のことも密接に連絡をとっている積もりである。

南原委員長 只今の問題点については第 11 特別委員会に委員を加えて検討してもらいたい。

第 82 回総会で初めて「オーラルメソッド、教員不足」に言及があった。また、「別の委員会の立ち上げ」に関しては言及がないままであった。このあたりで、その後の会議で審議すべき問題点が固まったように思える。即ち、外国語科目の教科としてのあり方、教員不足、教材不足、オーラルメソッドの採用である。

4.3 臨時委員を加えた審議(第 26 回～第 30 回委員会)

第 82 総会での審議の結果、数名の臨時委員が第 26 回委員会以降の審議に加わることとなった。臨時委員のメンバーと出席状況は以下の通りである。括弧内は就任当時の官職である。

市川三喜(語学教育研究所長)、斎藤 勇(東京女子大学長)、相良守峯(東京大学教授)、井手義行(東京外事専門学校長)、石橋幸太郎(東京高等師範学校教授)、一色マサ子(津田塾専門学校教授)、大村雄治(アテネフランセ教授)

表 1 臨時委員の出席状況(○が出席)

委員	第 26 回	第 27 回	第 28 回	第 29 回	第 30 回
市川	○	○	○	○	○
斎藤	○				
相良	未就任	○			
井手	未就任	○		○	○
石橋	未就任	○			○
一色	未就任	○			
大村	未就任	○		○	

4.3.1 第 26 回委員会(1948 年 11 月 19 日)

山崎主査から第 11 特別委員会において外国語教育を審議するに至った経緯の説明があった。その後文部省大島教科書編集課長が、第 82 回総会での説明、すなわち教科としての考え方(中高での選択制)、指導の方針(オーラルメソッドにしたい)教師の不足(有資格者が全体の 10%程度)、教材の不足、今後の改善の方向)について再度説明があった。

彼は 5 月 21 日の委員会(第 16 回)において稲田教科書局長に質問、要請の会った事柄(外国語に関する委員会の拡充と思われる)については CIE と連絡はとっているが、未だ「具体的な目鼻がついたところまでは進行しておらない」と述べるにとどまった。

大島課長の説明が終わった所で山崎主査が市川臨時委員に Palmer 来日当時の事などについて発言を求めた。発言を引用する。¹⁷⁾

市川臨時委員 語学教育についていろいろ申し上げると長くなりますが、それから状況もパーマーの時代と今は少し変わって参りましたが、大体は今文部省からこれからこうしたいと言われたような方向で、間に合うと思います。即ち活きた言葉として実際の語学力を附けたいということ、それにはいろいろな点があって、お話のような点が思うように参りませんけれども、中学の一年、二年、三年くらいまでは成功を収めておるようであります。それが四年、五年になると、やはり従来の入学試験という問題にかかって、どうしても生徒が附いて来ない。五年ぐらいになると、余り日本語を使わないから、先生には可なりの負担で、本当にオーラル・メソッドをやるには、もっと時間をかけなければならぬというような事を言っております。(中略)どうしてもそれを実行するには、教師の再教育が必要だと言っておる。

会議は基本的に自由な意見表明と質疑応答になった。要点を以下に示す。

- 1 文部省の地方講習会は主に新しい指導要領の紹介にとどまった。
- 2 教師の有資格者 10%という数字は教師の学歴を元にした推計である。英語、英文学をやっていない者が 90%程度いる中で英語の担当をしている状況である。
- 3 上級学校の入試の制で教育が歪んでいるのではないか。
確かに入試には翻訳が多いので、学年が上がるにつれてオーラルで授業を行う事は難しくなる。入試にオーラルを取り入れるとしても戦災を受けた現状では教室の都合がつかず困難である。文部省では新制大学の入試問題は改善をしたいと考えている。
- 4 アメリカ人でも日本語の堪能な者は一日中日本語漬けで、どうしても使う必要がある状況で勉強している。
- 5 現在のような不完全な先生に一週二時間ぐらいやるのでは、生徒がかわいそうである。ただし、外国語で活動できる者は一定数、必要なだから集中教育も一つの考えである。
- 6 オーラルメソッドは良いと思うが、その方法だけに限るのも弊害があるのではないか。特に、新制大学の外国語教育ではできないだろうと思う。外国語を教えるにもいろいろな方法があることを考えてもらいたい。
- 7 終戦後、英語熱が高まったが、最初は熱心だが継続して出来る人間が少ない。
- 8 やりたい者にやらせる考えは良いが、教師の数が不足してはどうしようもない。少ない教師をどう有効に使うかが肝要である。
- 9 ラジオの利用が良いのではないか。生徒には一回 15 分ほどの放送をできるだけ毎日聞かせる。教師の再教育にも使える。
- 10 新たなレコードがなかなか出ない。資材割り当ての困難さとレコード会社の営業方針のため。
- 11 専門機関で効果が上がる方法を研究してもらおう。語研へ委託する方法もある。
- 12 ラジオを学校で利用する際の方法を研究する必要がある。
- 13 翌年 3 月を目標に指導要領の改訂をしている。
- 14 英語学習の動機として人間性という観点から必要なのではないか。全員が堪能にならなくても、

外国人と人間として交わりたいという気持ちが必要ではないか。

市川が初めて「教師の再教育」に言及した。

4.3.2 第 27 回委員会 (1948 年 12 月 3 日)

第 27 回委員会の議題は中間報告案として「外国語教育の振興について」を審議することであった。前回の委員会では英語が中心であったため、新たにフランス語、ドイツ語の専門家を臨時委員に委嘱して開会された。

会議の冒頭、山崎主査から「文案は文部省が作ったものだが、教刷委のオートノミー (自律性) に鑑みて、山崎主査が個人的に文部省に依頼した物であることを含んでご覧いただきたい。」と発言があり、以下の中間報告案の朗読が行われた。(長文にわたるので細かい項目については割愛した。)

中間報告 (案) ¹⁸⁾

外国語教育の振興について (細目は割愛する)
外国語教育を振興するには次の事項を急速に実施すべきである。

- 一、学校向放送によって正しい外国語を普及すること。
- 二、外国語学習指導用のレコードを大量に製造供給すること。
- 三、中学校英語教師の現職教育を有効に実施すること。
- 四、集中教育の方法を研究すること。
- 五、外国人所有の著作権問題を解決して新鮮な教材を扱うように措置すること。

委員会は基本的に自由討論となり、出席者から以下のような発言があった。¹⁹⁾

沢田委員 現状の外国語教育には不満である。外国語教育についてはこの内容だけで、結論になるわけではない。経験者もおられるのだから、現状認識と改善方策について意見を伺いたい。

井出臨時委員 学生が語学に興味を持っているのか疑問である。いままで、威嚇的なやり方でむすかしいことをやってきた。人間の教養として外国語をやる点から言えば、興味を引き起すのが大事だと思う。版權の問題で新しい教材が使えないのは残念なので、連合軍にかけあってなんとかしてもらおうのが大事だろう。外国語専門学校の入試方法を改める必要がある。教師の質が良くない。基本的な文法を知らない。発音ができな

い。個人指導をする必要がある。恒久策と応急策の両方を考えて欲しい。外国語を勉強するにあたっては一般教養がなければ何にもならない。

大村臨時委員 (アテネ・フランセでは) 開校以来オーラルばかりやっており、短時間に生きた言葉が生徒の口からでる。教材の問題はあるが、身のまわりの物から言葉にしていくところから始めている。半年ぐらいで教師の言う事が理解できる。生徒の興味が大事。発音が問題になる。発音記号で教えるから飲み込みが早い。ラジオでは難しいのではないか。

石橋臨時委員 教師の実力がない。方法も悪い。教材も悪い。パーマーの方法も一部では成果があったが、全国に広がっていない。教師の再教育の方が先決である。生徒の力の差がある。教材はやさしいもので生きた英語を教える。

河井委員 今の教科書はつまらない。昔のリーダーズの方が使える。初歩を教える良い先生をつくるのが大切。

相良臨時委員 ドイツではオーラルメソッドで発達してきた。日本では英語の知識に乗りかかってドイツ語を教えて、読む事に専念してきた。これからドイツ語は困難を迎えるだろう。オーラルかどうかよりも、どこから始めるのが問題。耳をならすと、発音とか…かつては、早く難しいものを読みたいという気持ちが強かった。しゃべる機会がない。語学としては邪道だろうが、語学としては音を重視しなくてはいけない。

高嶺委員 (自分が学んだ頃は) 高等学校のフランス語は発音はどうでもよく、本が読めるようになることが目的だった。耳から入って口から出すという語学は軽蔑していた。難しいものは読めるが、日常会話は出来ない。これからはオーラルを盛んにしなくちゃいけない。日本人の気質として、ヘラヘラ外国語をやる人間は尊敬されない。

市川臨時委員 やはり英語教師の訓練が必要。ラジオでは機械を通した音声なので十分なことはできない。集めるなり、こちらから出向くなりして直接の指導を一週間ぐらいの期間でできるようにしてもらいたい。文部省で英語教員の調査統計をしてほしい。

最後に、沢田委員から英語の教授法について、外国人から話を聞く機会を持つ提案がなされ、山崎主査からCIEのDr.Halpern²⁰⁾あてに問い合わせをすることに決した。

4.3.3 第28回委員会(1948年12月17日)

第28回委員会にはGHQから2名の男女が出席し、語学学習、教育の経験を聞き、質疑応答を行うこととなった。この2名の参加者の氏名については正確に記されているわけではない。女性の方はミス・(4文字欠)マッカー、となっており、男性はミスター・(約7文字欠)で全く不明である。²¹⁾

男性の発言要旨は以下の通りである。²²⁾

戦時中の軍隊での語学教育は、6ヶ月間、朝8時から4時間の間、教材のプリントを実用的なフレーズを繰り返し、教師の真似をして、その後に自分の考えを述べるようなやり方であった。文法の話は全くなかった。午後は学習している外国語を話す地域や国の事柄を学ぶ機会があった。ークラスは15人であった。翻訳はなく、聞くこと、話すことだけであった。

女性(ミス・マッカー)は自身が英語教師であることで体験した様々な点について言及した。²³⁾

外国語は絶えず練習を続ける必要がある。子供に対しても大人に対しても、本国語と英語の対応について意識すること、教師がその言葉を聞かせてやるのが大事である。単語の綴りと意味がうまくつながるような指導をする必要がある。アメリカではクラスをいくつかのグループに分けて(習熟度別に)指導をする。教える方法は単一ではなくあらゆる方法を駆使して指導をする。子供に読みを教える場合は、1ページに2、3語程度の絵本を使ってコンテキストを重視して意味がわかるようにする。新たな言葉を教えるときは子ども自身に発見させるようなやり方で教える。

子供の頃から単語ではなく、まとまった文章の形(物語)で頭に入れ、考えさせる。成長するに従って、言語の構造や意味の中心かなどの指導を行う。

自分が外国語の学生であった頃は無理矢理に詰め込みをされたので、面白くなかった。対象言語の文化にも興味が持てなかった。本国との比較で学んでいたら違っていたと思う。

教えるときはゆっくり、意味のあるものとして、順序良く教えることが肝要である。

この後、山崎主査が出席者に質問を促すのだが、質問が出ないまま散会となった。

4.3.4 第29回委員会(1949年1月21日)

第29回委員会では、市川臨時委員が提案した「外国

語教師の再教育」と井手臨時委員提案の「外国事情の研究を目的とする教育機関設置の必要」を巡って審議が行われた。

長文にわたるので、引用は避けるが、提案の概要は以下の通りである。

教師再教育の方法²⁴⁾

◎ 準備

実情調査を全国的にする必要がある。調査項目は教師個人のと学校別に分かれる。教師個人については、年齢、最終学歴、担当外国語、経験年数、経験した学校の程度、教授法に関してどんな本を読んだか、現在の一週あたりの担当時数、担当学年。学校に対しては、外国語教師の人数、一週あたり担当時数、不足している人数、教室内スピーカの有無、英語以外の外国語の有無、学年、生徒数。

◎ 訓練の眼目

1 知識面、2 運用面、3 教授法の知識と技術

◎ 運用能力を計る方法（英語教師のみ）

- 1 全国共通の発音練習用テキストを作る
- 2 東京或いは主要都市に優れた教師を集めこのテキストで講習会を開く。この講習を受けた教師がさらに地方で講習内容を伝達する。
- 3 ヒアリング、書取をテキストを使って行う。外人教師が入れ歯会話を加えるのが理想。
- 4 レコードを作り、ヒアリング、書取の材料にする。
- 5 英米の発音の差などは現在の中高に関しては高尚すぎるので、標準音をはっきり習得させることを知らせる。
- 6 英文を書く練習をする。
- 7 英語運用力に従って段位を与える。
- 8 教案の作り方とその教案に従って授業をする方法を説明する。

◎ 教授技術の向上を計る方法

- 1 各地に「実験学校」をつくる。
- 2 その実験学校に他の地方から教師を派遣し、視察させる。
- 3 教授法に関する具体的な指導を実験学校を通じて行う。

◎ 当局への希望

- 1 調査を至急に行うこと。
- 2 外国語教育に関する民間の事業を理解し、援助、活用すること。
- 3 教育の地方分権化は教育界のセクショナリズムを助長するおそれがある。それを防ぐために、各地

の教育委員に外国語教育の大綱を与えて全国的に歩調を整えさせること。

- 4 外国語教師に関係ある制度よく説明すること。
- 5 日本の英語教育がアメリカの国語教育と異なること、また日本の外国語教育とアメリカのそれが同一でないことを連合軍関係者に周知すること。

引き続き市川臨時委員提案の「外国語教授改善策」の朗読が行われた。大項目のみ示す。²⁵⁾

「外国語教授改善策」

「新教授法」の主張

新教授法が普及しない理由

- 1 時代の風潮
- 2 制度上の欠陥
- 3 教師の素質、考え等にある欠陥
- 4 教科書の欠陥

アメリカの日本語教授が成功した理由

井手臨時委員の「外国事情の研究を目的とする教育機関設置の必要」が行われた。これも長文にわたるので、概要のみ示す。²⁶⁾

「外国事情の研究を目的とする教育機関設置の必要」

- 1 外国語に対する興味と関心
- 2 研究機構の整備
- 3 外国語及び外事研究の段階
- 4 教授法の改善
- 5 特殊語学研究の重要性

4.3.5 第30回委員会（1949年2月11日）、第90回総会（2月18日）

前回29回委員会で朗読された提案に前文をつけたものが朗読され、審議された。前文に関する細かい文言にいくつか修正がなされた。速記録の中には朗読の部分が記されていないので、「前文」の最終案の文面を記す。（明らかな誤字は筆者において訂正した。）²⁷⁾

わが国の再建が国際活動にまつところが少くないのは多言を要しない。これに備えるため、わが国現下の外国語教育には大いに刷新の要がある。ついでには政府においてさしあたり左記の要綱にもとづき適当の施策を実施されることを望む。

記

一、外国語教師の再教育を組織的かつ継続的になるべ

- く手広く実施するとともに、外国語視学のような機関を設けて外国語教授の改善指導につとめること。
- 二、外国語教育に関し、外国人篤志家の協力を連合軍当局に懇請すること。
- 三、外国語教育に関しラジオの利用を強化すること。
- 四、現在の外国語教科書を再検討し、必要に応じて時代に適合する新教科書の編纂に有益なる助言を与えること。
- 五、地域的に適当な既設学校を選定し、これに外国事情研究機関(スクール オヴ フォーリン スタディーズ)を設けて重点的に外国語教育を推進すること。
- 六、外国語教育の方法はオーラル ディレクト メソッドに重点をおくこと。

なお、外国語教育の刷新に関しては、教授法その他について長期にわたり継続的に調査研究を進める必要がある。これがため国内現存の適当な機関を動員して、この事業に当たらしめること。

参考として「外国語教授改善策」「外国語教師の再教育」および「外国事情の研究を目的とする教育機関設置の必要」を添付する。

第 11 特別委員会の提案が審議され、いくつかの文言に対する質問および修正の要求ののち、建議として採択することに決した。

4.3.6 まとめ

第 11 特別委員会(および関連する総会)での議論をまとめると、以下のような特徴に集約できるだろう。

- 1 当初、外国語(英語)教育は議論の対象ではなかった。
- 2 出席委員の一人の主張によって、議題に上がった。
- 3 文部省から説明があったのは教科としての外国語(主に英語)に関する問題点であった。(教材、指導法)
- 4 臨時委員によって特に具体的な対策案(教師の再教育、専門機関の設置)の提示があった。

5. 問題点と課題

問題点

1 教育刷新委員会は米国教育使節団の勧告を実施するために設置されたが、本稿で扱った「外国語教育」は使節団の勧告にはないものである。²⁸⁾これは教刷委の自律性を示したのとも言えるが、CIE がどこまで関与したか。

2 ここで取り上げた委員会、総会のそれぞれの会合には相当の期間が空いている場合がある(例えば、第 16 回委員会から第 26 回委員会の間)。この間にどのような動きが三者(CIE、文部省、教刷委)でおこなわれたか。特に連絡委員会の動きはどうであったか。

3 第 11 特別委員会の議論の時点で「学習指導要領(試案)」は出されている。従って、文部省は教刷委の意向とは無関係に指導要領に関する作業をすすめていた可能性が高い。特に CIE がこの動きを知らなかったはずはないので、占領政策上、どのような指導が行われたのか。

4 本稿で扱った「建議」は総理大臣へ報告されているはずであるが、この「建議」がその後の政策にどのように反映されたのか。

以上の問題を検証するにあたり、今後の課題として、まずアメリカ側の資料(GHQ, CIE)を収集し、分析する必要がある。日本では国立国会図書館に GHQ/SCAP 文書としてマイクロフィルムが収蔵されている。これとは別に CIE 教育課の係官であった J.C. Trainor が個人的に収集した文書(ジョゼフ・トレイナー文書)も国会図書館に所蔵されている(著作権はスタンフォード大学)。これらの資料を利用し、この時期の外国語政策がどのようなものであったか、特に CIE がどの程度関与したかが判明すると思われる。

また、日本側の資料の検討も不可欠である。特に、文部省関連の記録や公文書に当たること、解明できる事柄も少なくないと考えられる。

注

- 1) 山口(2009) p.xii
 - 2) 山口 前掲書 p.12
 - 3) 山口 前掲書 pp.9-10
 - 4) 村井(1979)参照
 - 5) 『教刷委会議録 第 13 巻』 p.18
 - 6) 山口 前掲書 p.23
 - 7) レイ (1993) p.62
 - 8) 山口 前掲書 p.24
 - 9) 「建議」という言葉については注意が必要である。『教刷委会議録 第 13 巻』によると、教刷委の審議結果は「建議」、「建言」、「報告」に区別するべき、としている。pp.128-132
- なお、本稿で扱った第 90 回に採択された議案は「報告」とすべきものである。

10) 「連絡委員会」の記録は国会図書館にも残されていない。

現在確認されているのは、公益財団法人『野間教育研究所』に所蔵の鉛筆で筆写した稿本のみである。筆者が確認したところ、全部で約30回程度の記録が残るのみである。なお、本稿に直接関係のある事項は確認できなかった。

- 11) 『教刷委会議録 第3巻』 p.250
- 12) 『教刷委会議録 第4巻』 pp.24-25
- 13) 『教刷委会議録 第10巻』 p.436
- 14) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.442-443
- 15) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.443-446
- 16) 『教刷委会議録 第4巻』 pp.310-315
- 17) 『教刷委会議録 第10巻』 p.514
- 18) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.524-525
- 19) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.526-534
- 20) CIE の係官で国語改革担当であった。
- 21) 『教刷委会議録 第10巻』 p.539
- 22) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.539-540
- 23) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.540-543
- 24) 『教刷委会議録 第10巻』 pp.548-551

25) 会議録には朗読の部分は記録されていない。

『教刷委会議録 第13巻』所収 (pp.93-97) の資料で補った。

26) 会議録には朗読の部分は記録されていない。

『教刷委会議録 第13巻』所収 (pp.100-101) の資料で補った。

27) 会議録には朗読の部分は記録されていない。

『教刷委会議録 第13巻』所収 (p.93) の資料で補った。

28) 海後 (1981) pp.502-503

参考文献 (『教刷委会議録』以外のもの)

- ハリー・レイ (1993) 「占領下の教育改革—文部省・CIE・教育刷新委員会の力学関係」明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』明星大学出版部所収 pp.56-72
- 海後宗臣 (1981) 『海後宗臣 著作集 第9巻 戦後教育改革』東京書籍
- 村井 実 (1979) 『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫
- 山口周三 (2009) 『資料で読み解く 南原繁と戦後教育改革』東信堂